記

再譲渡証書

本証書は、20年月日、以下の者の間で締結された。								
	に住所を有し、法定年齢である歳に達した(以下、「 当							
事者 1」)								
	および							
フィリピン共和国	法に基づき正式に設立されて存続しており、DMCI HOMES Bldg. 1321							
Apolinario Street Ba	arangay Bangkal Makati City に事務所が所在し、適式に授権された代表者							
である	が代理する法人である(以下、							
「当事者 2」)。								
	本証書は、以下のとおり定める。							
当事者は、	公営住宅における以下の不動産に関する付							
の売買契約に署名	した。							
部屋番号/物干し	エリア番号/駐車区画番号:							
棟番号:								
エリア:								
マンション権利書	番号:							
	1は、当事者 2に対する支払金の残額を支払うため、に対し							
~~	ソの外部金融(「ローン」)を申し込んでいる。融資条件の一環として、							
当事者1がローン	の金額全額を支払い終わっていないにもかかわらず、当事者2が当事者1							
の名義で不動産の	権限譲渡証書、マンション権利書、および税金申告書を譲渡する必要が							
ある。								

そこで、当事者は、以下のとおり合意する。

1.		直ちに渡される。 Gして、全条件に			か	求める全ての)書類を提
2.	当事者は、	無条件売買証書	書を締結する。	当事者1は、	売買証書に	<u></u>	の条

3. 当事者 1、その相続人、代理人、または譲受人が______に対する支払義務の履行を懈怠し、当事者 2 が本件銀行/金融機関から買い戻さざるを得なくなった場合、売買証書は取り消しまたは破棄されたものとみなされる。

件を遵守するための便宜上締結するにすぎないことにつき了解する。

- 4. 上記の理由による売買証書の取り消しまたは破棄は、当事者 2 が当事者 1 に対し取り 消しまたは破棄の事実を通知しさえすれば、裁判所の宣告がなくても効力を生じるこ とにつき、明確に合意する。
- 5. 当事者 1 に部屋、物干し場、駐車場の権限が譲渡されたものの、本書に定めた理由により売買証書が取り消され、または破棄された場合、この再譲渡証書を内国歳入局、登記官、査定官、その他の関係当局に提示し、これが譲渡証書取り消しおよび当事者2 の名義による新しい権利書発行の根拠として十分なものとなることにつき、当事者は合意する。当事者2 に対し再譲渡し、または権限を戻すための証書発行の際に適用されるあらゆる税金、手数料、および費用は、当事者1 が負担する。
- 6. 当事者 1 は、自己の名で、自己に代わり、当事者 2 に対する権限の再譲渡を発効させるために必要な譲渡証書、その他一切の書類に署名し、締結し、交付し、また、必要なあらゆることを行うための自己の真正かつ合法的な代理人として当事者 2、その役員、代理人、または譲受人をこの証書により指名、任命、選任する。